

第二十六回国会 衆議院 社会労働委員会 議録 第十一号

昭和三十三年二月二十二日(金曜日)

午前十一時一分開議

出席委員

委員長 藤本 捨助君

理事大坪 保雄君 理事大橋 武夫君

理事亀山 孝一君 理事野澤 清人君

理事八木 一男君

植村 武一君 越智 茂君

加藤鎌五郎君 草野一郎平君

田子 一民君 田中 正巳君

中村三之丞君 中山 マサ君

八田 貞義君 吉川 文吉君

井堀 繁雄君 岡本 隆一君

五島 虎雄君 滝井 義高君

堂森 芳夫君

出席國務大臣

厚生大臣 神田 博君

出席政府委員

厚生技官(公衆衛生局長) 山口 正義君

厚生事務官 高田 正巳君

(保険局長) 高田 正巳君

委員外の出席者

専門員 川井 章知君

二月二十一日

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律案(内閣提出第三三八号)

公衆衛生修学資金貸与法案(内閣提出第三九号)

結核予防法の一部を改正する法律案(内閣提出第四〇号)

同日

宍沼地区簡易水道工事費国庫補助に

関する請願(芳賀貢君紹介)(第一一〇六号)

戦傷病再発医療費全額国庫負担に関する請願外二件(田村元君紹介)(第一一〇七号)

同(河野密君紹介)(第一一〇八号)

同(清瀬一郎君紹介)(第一一〇九号)

同(植原悦二郎君紹介)(第一一八七号)

戦傷病者援護の単独法制定に関する請願(清瀬一郎君紹介)(第一一一〇号)

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律制定の請願(江崎真澄君紹介)(第一一一一号)

同(小林信一君紹介)(第一一二二号)

同(田中龍夫君紹介)(第一一二三号)

同(早川崇君紹介)(第一二一四号)

同(山口喜久一郎君紹介)(第一二一五号)

衛生検査技師の身分法制定に関する請願(池田清志君紹介)(第一二一六号)

同(野田武夫君紹介)(第一二一七号)

同(大坪保雄君紹介)(第一一九二号)

同(亀山孝一君紹介)(第一一九三号)

同(小金義照君紹介)(第一一九四号)

同(米田吉盛君紹介)(第一一九五号)

同(橋本龍伍君紹介)(第一一九六号)

同(山本正一君紹介)(第一一九七号)

健康保険法の一部改正反対等に関する請願(石田有全君紹介)(第一二一八六号)

国立病院等における看護婦の産休のための定員確保に関する請願外二件(保科善四郎君紹介)(第一二一八八号)

健康保険法の一部改正反対に関する請願(柳田秀一君紹介)(第一二八九号)

生活保護法の最低生活基準額引上げの請願(柳田秀一君紹介)(第一二九〇号)

保育所予算確保等に関する請願外九十六件(早稲田柳右エ門君紹介)(第一二九一号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律案(内閣提出第三三八号)

公衆衛生修学資金貸与法案(内閣提出第三九号)

結核予防法の一部を改正する法律案(内閣提出第四〇号)

藤本委員長 これより会議を開きます。

内閣提出の原子爆弾被爆者の医療等に関する法律案、公衆衛生修学資金貸与法案、及び結核予防法の一部を改正する法律案の三案を一括議題とし、審査を進めます。趣旨の説明を聴取いたします。神田厚生大臣。

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律案

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 健康管理(第三条―第六条)

第三章 医療(第七条―第十四条)

第四章 原子爆弾被爆者医療審議会(第十五条―第十七条)

第五章 雑則(第十八条―第二十条)

附則

第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、広島市及び長崎市に投下された原子爆弾の被爆者が今なお置かれている健康上の特別の状態にかんがみ、国が被爆者に対し健康診断及び医療を行うことにより、その健康の保持及び向上をはかることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「被爆者」とは、次の各号の一に該当する者であつて、被爆者健康手帳の交付を受けたものをいう。

一 原子爆弾が投下された際当時の広島市若しくは長崎市の区域内又は政令で定めるこれらに隣接する区域内にあつた者

二 原子爆弾が投下された時から起算して政令で定める期間内に前号に規定する区域のうちで政令で定める区域内にあつた者

三 前二号に掲げる者のほか、原子爆弾が投下された際又はその後において、身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあつた者

四 前三号に掲げる者が当該各号に規定する事由に該当した当時その者の胎児であつた者

第二章 健康管理

(被爆者健康手帳)

第三条 被爆者健康手帳の交付を受けようとする者は、その居住地(居住地を有しないときは、その現在地とする。以下同じ)の都道府県知事(その居住地が広島市又は長崎市であるときは、当該市の長とする。以下同じ)に申請しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の申請に基づいて審査し、申請者が前条各号の一に該当すると認めるときは、その者に被爆者健康手帳を交付するものとする。

3 被爆者健康手帳に関し必要な事項は、政令で定める。

(健康診断)

第四条 都道府県知事は、被爆者に対し、毎年、厚生省令で定めるところにより、健康診断を行うものとする。

(健康診断に関する記録)

第五条 都道府県知事は、前条の規定により健康診断を行ったときは、健康診断に関する記録を作成し、かつ、厚生省令で定める期間、これを保存するものとする。

(指導)

第六条 都道府県知事は、第四条の規定による健康診断の結果必要があるとき認めるときは、当該健康診断を受けた者に対して必要な指導を行うものとする。

第三章 医療

(医療の給付)

第七条 厚生大臣は、原子爆弾の傷害作用に起因して負傷し、又は疾病にかかり、現に医療を要する状態にある被爆者に対し、必要な医療の給付を行う。ただし、当該負傷又は疾病が原子爆弾の放射能に起因するものでないときは、その者の治癒能力が原子爆弾の放射能の影響を受けているため現に医療を要する状態にある場合に限る。

一 診察

二 薬剤又は治療材料の支給

三 医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術

四 病院又は診療所への収容

五 看護

六 移送

3 医療の給付は、厚生大臣が第九条第一項の規定により指定する医療機関(以下「指定医療機関」といふ。)に委託して行うものとする。

(認定)

第八条 前条第一項の規定により医療の給付を受けようとする者は、あらかじめ、当該負傷又は疾病が原子爆弾の傷害作用に起因する旨の厚生大臣の認定を受けなければならない。

2 厚生大臣は、前項の認定を行うに当つては、原子爆弾被爆者医療審議会の意見を聞かなければならない。ただし、当該負傷又は疾病が原子爆弾の傷害作用に起因すること又は起因しないことが明らかであるときは、この限りでない。

(医療機関の指定)

第九条 厚生大臣は、その開設者の同意を得て、第七条の規定による医療を担当させる病院若しくは診療所又は薬局を指定する。

2 指定医療機関は、三十日以上予告期間を設けて、その指定を辞退することができる。

3 指定医療機関が次条第一項の規定に違反したとき、担当医師に變更があつたとき、その他指定医療機関に第七条の規定による医療を担当させるについて著しく不適当であると認められる理由があるときは、厚生大臣は、その指定を取り消すことができる。

4 厚生大臣は、前項の規定により指定を取り消す場合には、当該医療機関の開設者に対して、弁明の機会を与えなければならない。この場合においては、あらかじめ、書面をもつて、弁明をなすべき日時、場所及び当該処分をなすべき理由を通知しなければならない。

5 厚生大臣は、医療機関の指定又は指定の取消を行うに当つては、あらかじめ原子爆弾被爆者医療審議会の意見を聞かなければならない。

(指定医療機関の義務)

第十条 指定医療機関は、厚生大臣の定めるところにより、医療を担当しなければならない。

2 指定医療機関は、医療を行うにつれて、厚生大臣の行方指導に従わなければならない。

(診療方針及び診療報酬)

第十一条 指定医療機関の診療方針及び診療報酬は、健康保険の診療方針及び診療報酬の例による。

2 前項に規定する診療方針及び診療報酬の例によることができないとき、及びこれによることを適当としないときの診療方針及び診療報酬は、厚生大臣が原子爆弾被爆者医療審議会の意見を聞いて定めるところによる。

(診療報酬の審査及び支払)

第十二条 厚生大臣は、指定医療機関の診療内容及び診療報酬の請求を随時審査し、かつ、指定医療機関が前条の規定によつて請求することができる診療報酬の額を決定することができる。

2 指定医療機関は、厚生大臣が行う前項の決定に従わなければならない。

3 厚生大臣は、第一項の規定により指定医療機関が請求することのできる診療報酬の額を決定するに当つては、社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第百二十九号)に定める審査委員会の意見を聞かなければならない。

4 国は、指定医療機関に対する診療報酬の支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金に委託することができる。

(報告の請求及び検査)

第十三条 厚生大臣は、前条第一項の審査のため必要があるときは、

指定医療機関の管理者に対して必要な報告を求め、又は当該職員をして指定医療機関についてその管理者の同意を得て、実地に診療録その他の帳簿書類を検査させることができる。

第四章 原子爆弾被爆者医療審議会

(設置及び権限)

第十五条 厚生大臣の諮問に応じ、被爆者の医療等に関する重要事項を調査審議させるため、厚生省に、附属機関として、原子爆弾被爆者医療審議会(以下「審議会」といふ。)を置く。

2 審議会は、被爆者の医療等に関する事項につき、関係各大臣に意見を具申することができる。

(委員)

第十六条 審議会は、委員二十人以上で組織する。

2 委員は、学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから厚生大臣が任命する。

3 学識経験のある者のうちから任命された委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、非常勤とする。

(政令への委任)

第十七条 この法律に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第五章 雑則

(非課税)

第十八条 この法律により支給を受けた金品を標準として、租税その他の公課を課することができない。

(差押の禁止)  
第十九条 この法律により金品の支給を受ける権利は、差し押さえることができない。

(交付金)

第二十条 国は、政令の定めるところにより、この法律又はこの法律に基く命令の規定により都道府県知事が行う事務に要する費用を都道府県(広島市又は長崎市の長が行う事務に要する費用については、広島市又は長崎市とする)に交付する。

(権限の委任)

第二十一条 この法律に定める厚生大臣の権限の一部は、政令の定めるところにより、都道府県知事に委任することができる。

(省令への委任)

第二十二条 この法律で政令に委任するものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、厚生省令で定める。

(罰則)

第二十三条 この法律による健康診断及び指導の実施の事務に従事した者が、その職務に関して知得した人の秘密を正当の理由なしに漏らしたときは、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第二十四条 第七條第二項各号に規定する医療を行った者又はこれを使用する者が、第十四條第三項の規定により報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提示を命ぜられて、正当の理由なしにこれに従わず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条同項の規定による当

該議員の質問に対して正当の理由なしに答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、一万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。

(経過規定)

2 第二條各号の一に該当する者は、この法律の施行後三月間は、第二条の規定にかかわらず、被爆者健康手帳を受けなくても被爆者とみなす。

(厚生省設置法の一部改正)

3 厚生省設置法(昭和二十四年法律百五十一号)の一部を次のように改正する。

第五條第二十号の次に次の一号を加える。

二十の二 原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十三年法律第 号)の定める

ところにより、医療機関を指定し、並びに医療の給付に関する必要な診療方針及び診療報酬を定めること。

第九條第三号の次に次の一号を加える。

三の二 原子爆弾被爆者の医療等に関する法律を施行すること。

第二十九條第一項の表中精神衛生審議会の項の次に次の一項を加える。

原子爆弾被爆者医療

厚生大臣の諮問に応じ、原子爆弾被爆者の医療等に関する重要事項を調査審議すること。

審議会

(社会保険診療報酬支払基金法の一部改正)  
4 社会保険診療報酬支払基金法の一部を次のように改正する。

第十三條第二項中「又は未帰還者留守家族等援護法(昭和二十八年法律百六十一号)第二十二條第三項」を、「未帰還者留守家族等援護法(昭和二十八年法律百六十一号)第二十二條第三項又は原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十三年法律第 号)第十二條第三項」に改め、「戦傷病者戦没者遺族等援護法第十九條第四項」の下に、「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律第十二條第四項」を加える。

公衆衛生修学資金貸与法案

(この法律の目的)

第一條 この法律は、保健所において行う公衆衛生業務の重要性にかんがみ、医師又は歯科医師たる保健所の職員の充実に資するため、医学又は歯学を専攻する者が将来保健所に勤務しようとするものに対し、修学資金を貸与することを目的とする。

(公衆衛生修学資金)

第二條 政府は、次の各号に掲げる者であつて将来保健所に勤務しようとするものの申請により、その者に無利息で公衆衛生修学資金(以下「修学資金」といふ)を貸与する旨の契約を結ぶことができ

る。

一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する大学

(以下単に「大学」といふ)の医学部又は歯学部の学生であつて、医学又は歯学を専攻するもの

二 大学を卒業して、医師法(昭和二十三年法律第二百一号)第十一條に規定する実地修練(以下単に「実地修練」といふ)を行っている者

(貸与方法)

第三條 修学資金は、貸与の契約に定められた月から、次の各号の区分に従いそれぞれ当該各号に定める日の属する月までの間、毎月、政令で定める額を貸与するものとする。ただし、帰省その他特別の理由があるときは、あらかじめ、二分分又は三分分をあわせて貸与することができる。

一 契約の相手方が大学において医学を専攻する者又は実地修練を行っている者であるとき。

二 契約の相手方が大学において歯学を専攻する者であるとき。

三 実地修練を終了する日

大学を卒業する日

(修学資金の総額)

第四條 政府は、第二條の規定により修学資金を貸与する旨の契約を結ぶ場合には、当該年度において結ばれる契約に基いて貸与すべき修学資金の総額が予算で定める金額をこえることとならないようにしなければならない。

(保証人)

第五條 修学資金の貸与を受けようとする者は、政令で定めるところ

により、保証人を立てなければならない。

2 前項の保証人は、修学資金の貸与を受けた者と連帯して債務を負担するものとする。

(貸与契約の解除並びに貸与の停止及び保留)

第六條 政府は、第二條の規定による契約の相手方(以下「公衆衛生修学生」といふ)が次の各号の一に該当するに至つたときは、その契約を解除するものとする。

一 退学し、医学を専攻して大学を卒業した後引き続き実地修練を行わず、又は実地修練をやめたとき。

二 心身の故障のため修学の見込がなくなつたと認められるとき。

三 学業成績が著しく不良となつたと認められるとき。

四 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。

五 死亡したとき。

六 その他修学資金の貸与の目的を達成する見込がなくなつたと認められるとき。

2 政府は、公衆衛生修学生が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の分まで修学資金の貸与を行わないものとする。この場合において、これらの月の分としてすでに貸与された修学資金があるときは、その修学資金は、当該公衆衛生修学生が復学した日の属する月の翌月以後の分として貸与されたものとみなす。

3 政府は、公衆衛生修学生が正当

の理由がなくて第十二条に規定する学業成績表の提出を行わず、又は同条に規定する健康診断を受けない場合には、修学資金の貸与を一時保留することができる。

(返還の債務の当然免除)

第七条 修学資金の貸与を受けた者は、次の各号の一に該当するに至つたときは、返還の債務の免除を受けることができる。

- 一 医学を専攻した者にあつては、実地修練を終了した後、歯学を専攻した者にあつては、歯学を卒業した後、直ちに保健所の職員となり、かつ、引き続き保健所又は公衆衛生行政を所管する政令で定めるその他の機関に在職した場合において、その引き続き在職期間のうち医師又は歯科医師となつた後の期間が、修学資金の貸与を受けた期間(前条第二項の規定により貸与されなかつた修学資金に係る期間を除く。)の二分の三に相当する期間(この期間が三年に満たないときは、三年とする。)に達したとき。ただし、保健所の職員となつた日から起算して二年以内に医師又は歯科医師となつた場合に限る。
- 二 前号に規定する在職期間中に公務により死亡し、又は公務に起因する心身の故障のため免職されたとき。
- 2 前項第一号に規定する在職期間を計算する場合においては、月数によるものとし、その計算に必要な事項は、政令で定める。

(返還)

第八条 修学資金は、次の各号に規定する場合には、政令の定めるところにより、当該各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌月から起算して、貸与を受けた期間(第六条第二項の規定により貸与されなかつた修学資金に係る期間を除く。)の二分の一に相当する期間(第十条の規定により返還の債務の履行が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間とを合算した期間)内に、返還しなればならない。

- 一 第六条第一項の規定により、修学資金を貸与する旨の契約が解除されたとき。
  - 二 貸与を受けた者が医学を専攻した者であるときは、実地修練を終了した後、歯学を専攻した者であるときは、歯学を卒業した後、直ちに保健所の職員とならなかつたとき。
  - 三 貸与を受けた者が、保健所の職員となつた後に死亡し、又は保健所若しくは前条第一項第一号に規定する機関の職員でなくなつたとき(同条同項第二号に該当するものを除く)。
  - 四 貸与を受けた者が、保健所の職員となつた日から起算して二年以内に医師又は歯科医師とならなかつたとき。
- 第九条 政府は、修学資金の貸与を受けた者が、医師又は歯科医師となつた後、保健所又は第七条第一項第一号に規定する機関に、通算して修学資金の貸与を受けた期間

(第六条第二項の規定により貸与されなかつた修学資金に係る期間を除く。)の二分の三に相当する期間(この期間が三年に満たないときは、三年とする。)以上在職したときは、修学資金の返還の債務(履行期が到来していないものに限る。以下同じ。)の全部を免除することができる。

2 政府は、修学資金の貸与を受けた者が、医師又は歯科医師となつた後、保健所又は第七条第一項第一号に規定する機関に、通算して三年以上在職したときは、政令の定めるところにより、修学資金の返還の債務の一部を免除することができる。

3 政府は、修学資金の貸与を受けた者が、保健所又は第七条第一項第一号に規定する機関に在職中に公務により死亡し、又は公務に起因する心身の故障のため免職されたときは、修学資金の返還の債務の全部又は一部を免除することができる。

4 第七条第二項の規定は、第一項及び第二項に規定する在職期間の計算について準用する。

第十条 政府は、修学資金の貸与を受けた者が、医師若しくは歯科医師となつた後保健所若しくは第七条第一項第一号に規定する機関に在職する場合又は災害、疾病その他やむを得ない理由により修学資金を返還することが困難であると認める場合には、その在職する期間又はその理由が継続する期間、

修学資金の返還の債務の履行を猶予することができる。

2 前項の規定により修学資金の返還の債務を猶予する場合には、国の債権の管理等に關する法律(昭和三十一年法律第百四十四号)第二十六条の規定は、適用しない。

(延滞利息)

第十一条 修学資金の貸与を受けた者は、正当の理由がなくて修学資金を返還すべき日までにこれを返還しなかつたときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間に応じ、返還すべき額百円につき一日四銭の割合で計算した延滞利息を支払わなければならない。

(学業成績表の提出等)

第十二条 公衆衛生修学生は、厚生省令で定めるところにより、毎年学業成績表を厚生大臣に提出し、及び健康診断を受けなければならない。

(省令への委任)

第十三条 この法律で政令に委任するものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、厚生省令で定める。

附則

- 1 この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。
- 2 厚生省設置法(昭和二十四年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。
- 第五十二条第二号の次に次の一号を加える。
- 二十二の二 公衆衛生修学資金貸与法(昭和三十三年法律

第 号)の定めるところにより、公衆衛生修学資金を貸与すること。

第九條第一項第六号の次に次の一号を加える。

六の二 公衆衛生修学資金貸与法を施行すること。

3 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第五條第六号ノ七の次に次の一号を加える。

六ノ七ノ二 公衆衛生修学資金貸与法ニ依ル公衆衛生修学資金ニ付テノ消費貸借ニ關スル證書

4 昭和三十三年度においては、第四條中「予算で定める金額」とあるのは、「四千四百七十三万円」と読み替へるものとする。

結核予防法の一部を改正する法律案  
結核予防法の一部を改正する法律案  
結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第六十一条を次のように改める。

附則

- 1 この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。
- 2 この法律の施行前に行われた結核予防法の規定に基く健康診断、ツベルクリン反応検査又は予防接種の実費の徴収については、なお従前の例による。

○神田国務大臣 たいだいま議題となり  
ました原子爆弾被爆者の医療等に関する  
法律案につきまして提案の理由を御  
説明いたします。

昭和二十年八月、戦争末期に投ぜら  
れた原子爆弾による被爆者は、十  
余年を経過した今日、なお多数の要  
療者を数えるほか、一見健康と見える  
人におきましても突然発病し死亡する  
等、これら被爆者の健康状態は、今日  
においてもなお医師の綿密な観察指導  
を必要とする現状であります。しか  
も、これが、当時予測もできなかった  
原子爆弾に基くものであることを考  
え、このとき、国としてもこれらの被爆者  
に対し適切な健康診断及び指導を行  
い、また、不幸発病されました方々に  
対しましては、国において医療を行  
い、その健康の保持向上をはかること  
が、緊急必要事であると考えるのであ  
ります。これらにつきまして、政府  
といたしまして昭和二十九年年度以降  
若干の予算を計上して、広島長崎両県  
に居住する一部の対し逐次精密検  
査及び研究治療を行って参つたのであ  
りますが、被爆者の現状にかんがみま  
すれば、今後全国的にこれが必要な健  
康管理と医療とを行い、もつてその福  
祉に資することといたしたいと考  
え、ここに原子爆弾被爆者の医療等に関  
する法律案を提出した次第であります。

次は、その要点について簡単に御説明  
いたします。

第一は、原子爆弾が投下された当時  
広島市長崎市に居住していた者その他  
原子爆弾の放射能の影響を受けてい  
ると考えられる人に対しまして、その申  
請に基づき都道府県知事において被爆者  
健康手帳を交付し、毎年健康診断及び

必要な健康上の指導等の健康管理を行  
うことにより、疾病の早期発見その他  
被爆者の健康の保持をはかることとし  
たのであります。

第二は、健康診断の結果等により、  
原子爆弾の傷害作用に起因して負傷し  
または疾病にかかり、現に医療を要す  
る状態にあるような被爆者に対しまし  
ては、その申請により必要な医療の給  
付を行うことといたしたことであり  
ます。この場合において当該負傷また  
は疾病が原子爆弾の傷害作用に起因す  
る旨の厚生大臣の認定を受けることと  
し、厚生大臣は、必要があるときは、  
後に述べます審議会の意見を聞くこと  
といたしております。

第三は、医療の給付は、厚生大臣が  
審議会の意見を聞いて指定する医療機  
関において行い、被爆者に適  
正な医療が行われるよう措置し、ま  
た、これが確保をはかるため必要な監  
督規定を設けたこととあります。

なお、被爆者が緊急その他やむを得  
ない事由により非指定医療機関等に  
いて医療を受けた場合におきまして必  
要があるときは、医療の給付にか  
えりて、医療費の支給ができることと  
いたしております。

第四は、さきに述べました事項その  
他被爆者の医療等に関する重要事項に  
つきまして調査審議いたしますため、  
学識経験者等よりなる原子爆弾被爆者  
医療審議会を設けたこととあります。

第五は、この法律の施行に要する費  
用は、全額国庫の負担において行い  
ることとし、また、健康診断等都道府県  
知事の行方事務につきまして、広島市  
及び長崎市の分は、広島市長及び長崎

市長においてこれを行うこととしたこ  
とであります。

以上が、この法律案を提出いたしま  
した理由並びに内容の概略でありま  
す。何とぞ慎重御審議の上、すみやか  
に御可決下さいますようお願いする次  
第であります。

次はたいだいま議題となりました公衆  
衛生修学資金貸与法案につきまして、  
提案の理由を御説明いたします。

公衆衛生行政の第一線機関である保  
健所の基幹職員ともいべき医師及び  
歯科医師につきましては、その公衆衛  
生方面への関心の欠除あるいはその給  
与の民間におけるそれとの不均衡等の  
諸事情によりまして、その現在数は、  
所要数を大幅に下回っている実情であ  
ります。かくては、結核予防を初めと  
する公衆衛生諸施策の実施に、また、  
ひいては、医療保障制度全般の確立及  
び推進に、重大な支障を生ずることが  
懸念されるのであります。この医師  
または歯科医師たる職員の充足問題を  
解決するため、従来からこれに研究費  
を支給する等待遇の改善を通じてその  
対策を講じて参つたのであります。ま  
た、このたび、この問題をより根本  
的に解決すべく、その一つの方法とし  
て、医学または歯学を専攻する者で將  
来保健所に勤務しようとするものを募  
集し、これに対して修学資金を貸与  
し、もつて医師または歯科医師たる保  
健所の職員の質的並びに量的充実をは  
かろうとの構想のもとに、この法律案  
を提案した次第であります。

次に、この法律案の骨子について簡  
単に御説明いたします。

第一は、政府は、大学において医学  
または歯学を専攻する者及び実地修練

を行っている者で将来保健所に勤務し  
ようとするものに対し、修学資金を貸  
与する旨の契約を結ぶことができるも  
のとし、この契約に基きまして、自後  
これらの者が実地修練を終了し、また  
は大学を卒業するまでの間、毎月修学  
資金を貸与することとしたこととあり  
ます。

第二は、修学資金の貸与を受けた者  
は、実地修練を終了し、または大学を  
卒業した後直ちに保健所の職員とな  
つた場合において、医師または歯科医師  
となつた後の在職期間が、貸与期間の  
二分の三に相当する期間に達したとき  
は、貸与された修学資金の全部の返還  
を要しないものとしたこととありま  
す。なお、在職期間がこの二分の三に  
相当する期間に満たない場合には、そ  
の一部を免除することができるものと  
しております。

以上が、この法律案を提出いたしま  
した理由並びにその概要であります。  
何とぞ、慎重御審議の上、すみやかに  
御可決下さいますようお願いする次第  
であります。

次はたいだいま提案されました結核予  
防法の一部を改正する法律案の提案理  
由について御説明申し上げます。

本改正の要点は、結核予防法に基  
く健康診断、ツベルクリン反応検査また  
は予防接種に要する実費を受診者また  
はその保護者から徴収しないこととし  
たこととあります。

従来健康診断実施者または予防接種  
実施者は、結核予防法に基いて実施し  
た健康診断、ツベルクリン反応検査ま  
たは予防接種の実費を受診者またはそ  
の保護者から徴収することができた旨  
の規定により、受診者の種別によりそ

れぞれ実費を徴収していたのでありま  
すが、この際、実費徴収に関する規定  
を削除することにより、健康診断、予  
防接種の実施の徹底をはかり、もつて  
結核予防対策の一そのの推進を期せ  
ようとするものであります。

以上がこの法律案の概要であります  
が、何とぞ慎重御審議の上すみやかに  
可決されますようお願いいたします。

○藤本委員長 以上で説明は終りまし  
た。なお三案についての質疑その他は  
後日に譲ることにいたします。

暫時休憩いたします。

午前十一時十分休憩

〔休憩後は開会に至らなかつた〕

昭和三十三年二月二十五日印刷

昭和三十三年二月二十六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局